

火山噴火降灰編

第1部 総則

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、武蔵野市防災会議が作成する計画である。
- 火山噴火降灰対策の推進を目的とし、市、都、防災機関等がとるべき方針を定める。

第2 計画の前提

- 火山噴火はその時期や規模を定量的に求めることは、現在の火山学の知見では困難である。
- 対策の推進にあたっては、本市に最も影響を及ぼすと考えられる富士山噴火について検討を進める。富士山は、平成12年（2000年）10月から12月まで及び平成13年（2001年）4月から5月までの間に低周波地震が急増したが、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかし、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがある。
- 平成21年（2009年）2月に浅間山が噴火し、東京にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用するものとする。

第2節 計画の構成

- この計画は、市及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。

【図表 1-1-1 計画の構成】

構成	主な内容
第1部 総則	○ 計画の目的及び前提、計画の構成 等
第2部 富士山噴火降灰対策	○ 富士山の現況と被害想定、富士山噴火に伴う市、防災関係機関、市民及び事業者等が行う降灰予防対策、応急復旧対策

第3節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第4節 計画の修正

- この計画には、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を武蔵野市防災会議に提出する。

第2部 富士山噴火降灰対策

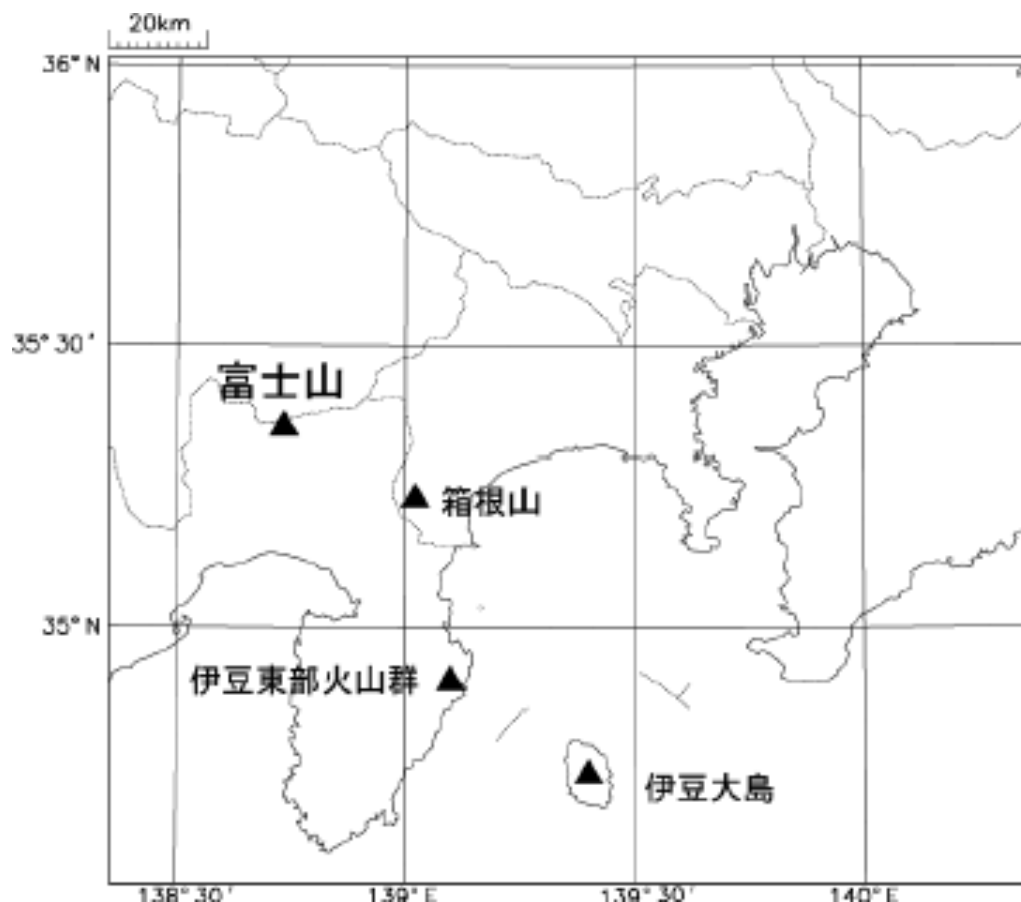
第2部 富士山噴火降灰対策

第1章 総則

第1節 富士山の現況等

第1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。



(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 1より)

第2 富士山の活動史

- 富士山は今から約70～20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約1万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出した溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

1 富士山の成り立ち

- 富士山は、約10万年から1万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）からの溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの）の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉※宮地(1988)に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約11000年前 ～約8000年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の8～9割に及ぶ。
II	約8000年前 ～約4500年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火
III	約4500年前 ～約3200年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火
IV	約3200年前 ～約2200年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
V	約2200年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

（表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 2（1）より）

2 歴史資料上の噴火

- 歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802年(延暦19～21年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火
864～866年(貞観6～7年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観(シヨウカン)噴火
937年(承平7年)	噴火	
999年(長保元年)	噴火	
1033年(長元6年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083年(永保3年)	爆発的な噴火	
1511年(永正8年)	噴火	
1560年(永録3年)	噴火	
1707年(宝永4年)	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホエイ)噴火

(表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 2(2)より)

3 最近の活動

- 平成12年(2000年)10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

第3 富士山における噴火の特徴

- これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。
- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
 - (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
 - (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
 - (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第4 国による検討

- 平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までには富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため平成13年（2001年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年（2004年）6月に富士山ハザードマップが作成された。
- ハザードマップの作成においては、過去3200年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

（表出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 4より）

- 平成16年（2004年）6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年（2005年）9月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

第5 噴火による被害想定

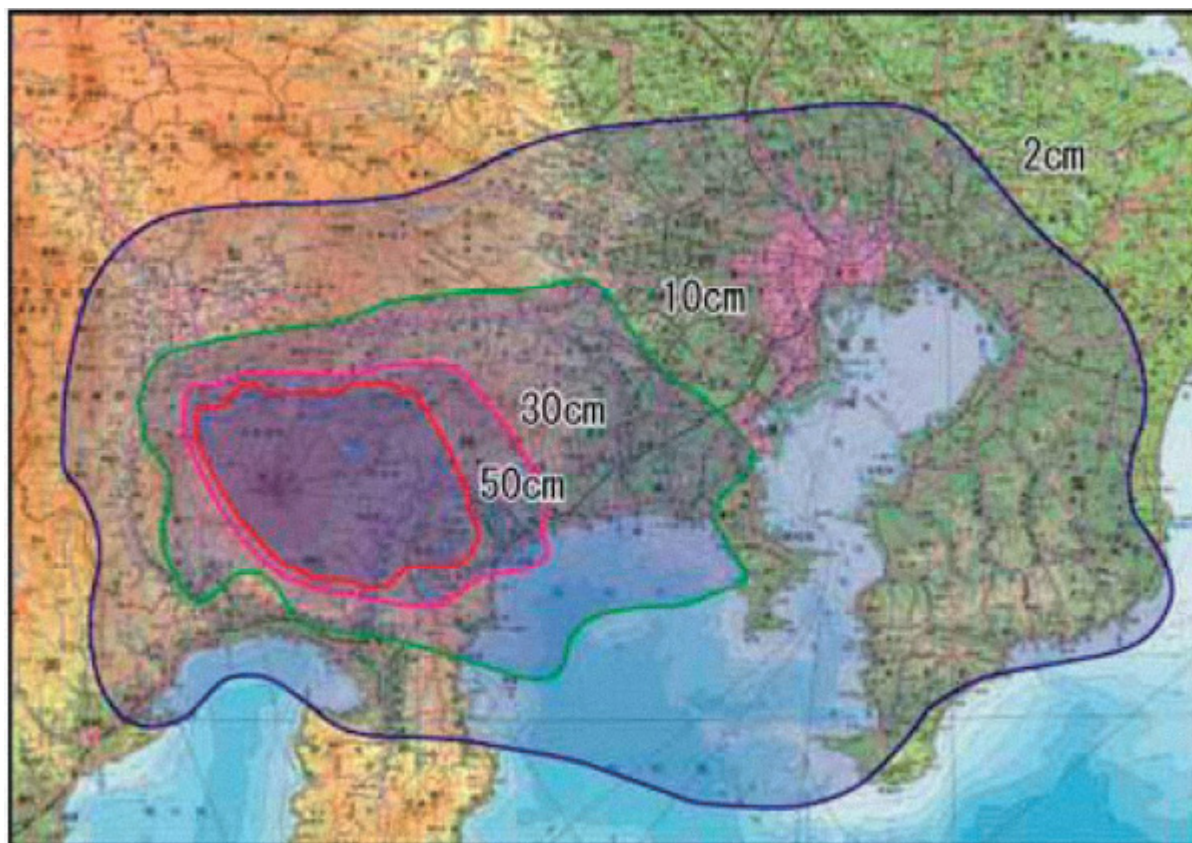
1 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年（2004年）6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴火の規模等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第1章 第1節 5より)

2 降灰予想図降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲



出典 富士山火山広域防災対策基本方針より

第6 降灰のインフラに与える影響

- 降灰による影響を、社会的な影響が大きい交通分野への影響とこれに関連する物資・人の移動への影響、生活と関係が深いライフライン分野への影響、住民の避難に直接影響する建物への影響を主な影響として整理した。

項目	主な影響
鉄道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 微量の降灰で地上路線の運行が停止する。 ○ 大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や、車両・作業員の不足等により運行停止や輸送力低下が発生する。 ○ また、停電エリアでは地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乾燥時10cm以上、降雨時3cm以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。 ○ 当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
物資	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時滞留者や人口の多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。 ○ 道路の交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
人の移動	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。 ○ さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。 ○ また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
電力	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨時0.3cm以上で碍子（がいし）※の絶縁低下による停電が発生する。 ○ 数cm以上で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。 ○ 電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保しきれない場合は停電に至る。
通信	<ul style="list-style-type: none"> ○ 噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。 ○ 降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。 ○ 停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、水道水の使用が制限される。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨時、下水管路（雨水）の閉塞により、閉塞上流から雨水があふれる。 ○ 停電エリアのポンプの使用が制限される。

建物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降雨時30cm以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。 ○ 体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。 ○ 5 cm以上の堆積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。
健康被害	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰による健康被害としては目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。 ○ 呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。

※碍子（がいし）：鉄塔や電柱で電線等を支持するとともに、鉄塔や電柱と電線等との間の絶縁性を保つ器具。

出典 大規模噴火時の広域降灰対策について－首都圏における降灰の影響と対策－

～富士山噴火をモデルケースに～（報告）（令和2年4月 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ）P9～P11の内容を基に表に整理した。

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

【本部管理部 本部管理班】

第1 目的

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。
- 予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、区市町村とともにこれらの進め方について検討していく。

第2 予防業務

1 市の予防業務

名 称	予 防 業 務
市	1 災害対策本部体制の整備に関すること 2 防災情報の収集体制の整備に関すること 3 防災訓練に関すること 4 避難体制に関すること

2 指定公共機関の予防業務

名 称	予 防 業 務
J R 東 日 本 吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅	1 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コミュニケーションズ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
K D D I	1 固定電話、携帯電話、IP 通信等の通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東京電力パワーグリッド 武 蔵 野 支 社	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

3 指定地方公共機関の予防業務

名 称	予 防 業 務
京王電鉄株式会社 吉祥寺駅	1 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること
西武鉄道株式会社 武蔵境駅	

第2節 火山観測

【本部管理部 本部管理班】

第1 富士山における国の火山観測体制

○ 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第2章 第2節 1より)

○ 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地 殻 変 動 観 測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その 他 の 観 測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第2章 第2節 1より)

第3節 訓練及び防災知識の普及

【各部】

- 都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第1節 第5「市民の防災意識の啓発と防災リーダー等の養成」および第6「防災訓練の充実」によるほか、火山活動に常時対応できるよう、市及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

第4節 市民等の防災行動力の向上

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、警視庁、東京消防庁、武蔵野消防署、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、市民防災協会、武蔵野市民社会福祉協議会】

第1 災害に強い社会づくり

- 市民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、市民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

1 市民等の役割

- 日頃から報道機関、市、都等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- 市が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

2 防災市民組織等の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、災対市民部 庶務班、市民防災協会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第2節 「地域による共助の推進」 を準用する。

3 事業所防災体制の強化

【各部、本部管理部 本部管理班、武蔵野消防署】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第4節 「事業所防災体制の強化」 を準用する。

4 行政、事業所、市民等の連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班、警視庁、東京消防庁、日本赤十字社東京都支部、赤十字奉仕団、武蔵野市民社会福祉協議会】

- 震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第6節 「市民・行政・事業所等の連携」 を準用する。

第2 ボランティア等との連携

【本部管理部 本部管理班、災対市民部 災害ボランティアセンター班、災対市民部 庶務班、災対健康福祉部 庶務班、災対健康福祉部 災害ボランティアセンター班】

- ボランティア等との連携は、震災編 第3部 第1章 【予防対策】 第5節 「ボランティアとの協働・連携」 を準用する。

第3 要配慮者の安全確保

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都福祉保健局、武蔵野消防署】

- 要配慮者の安全確保は、震災編 第3部 第8章 【予防対策】 第1節 「避難体制の整備（避難行動要支援者対策を含む）」 を準用する。

第2部 富士山噴火降灰対策

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

【本部管理部 本部管理班】

- 応急活動体制は、震災編 第2部 第2章「初動態勢・応急対応体制」を準用する。

第2節 情報の収集及び伝達

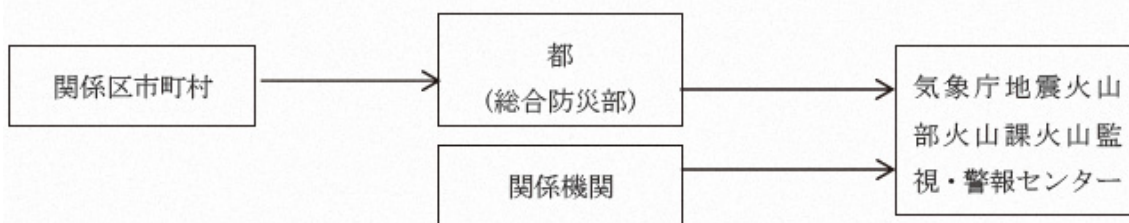
【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、電力・通信・ガス・鉄道事業者、その他関係機関】

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

第1 火山(降灰)情報

- 東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。

<降灰の情報連絡>



(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 1より)

- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

調査項目
(1) 降灰の有無及び堆積の状況
(2) 時刻及び降灰の強さ
(3) 構成粒子の大きさ
(4) 構成粒子の種類、特徴等
(5) 堆積物の採取
(6) 写真撮影
(7) 降灰量及び降灰の厚さ※ (※可能な場合)

降灰の強さ(火山観測指針 気象庁(1999)を一部改変)

階 級	解 説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 1より)

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村及び関係防災機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

名 称	内 容
市	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、市民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て市民に周知する。

第2 降灰予報

- 気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始した。
- 平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。
また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第2節 情報の収集及び伝達

- 気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

降灰予報 (定時)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により市民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表○ 噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表○ 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (速報)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表○ 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
降灰予報 (詳細)	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表○ 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表○ 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1mm 未満
少量	0.1mm 未満

(図出典：都地域防災計画 火山編 第4部 第3章 第2節 2より)

第3 情報連絡体制

【関係各部、本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、気象庁、NTT 東日本、その他関係機関】

- 情報連絡体制は、震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第1節「防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）」を準用する。

第4 被害状況等の調査報告

【関係各部、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署、電力・通信・ガス・鉄道事業者】

- 被害状況等の調査報告は、震災編 第3部 第5章 【応急対策】 第2節「防災機関相互の情報通信連絡体制（被害状況等）」を準用する。

第3節 応援協力・派遣要請

【本部管理部 本部管理班、災対総合政策部 秘書広報班、災対総務部 受援応援班、関係各部、都総務局、自衛隊、都・市区町村、協定締結団体、関係機関】

- 降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び市民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 応援協力・派遣要請は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第3節「応援協力・派遣要請」を準用する。

第4節 警備・交通規制

【武蔵野警察署】

- 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、市民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

第1 警備

【武蔵野警察署】

- 警備は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第3「警備活動」を準用する。

第2 交通規制

【武蔵野警察署】

- 降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。
- 交通規制は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節 第1「交通規制」を準用する。

第5節 避難等

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、都、武蔵野警察署、武蔵野消防署】

- 避難等は、震災編 第3部 第8章 【応急対策】 第1節「避難誘導」を準用する。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第6節 救援・救護

第6節 救援・救護

【本部管理部 本部管理班、災対健康福祉部 医療班、災対市民部 被災者対応班、災対健康福祉部 避難行動要支援者対策班、災対水道部 庶務班、災対教育部 遺体収容班、都福祉保健局、東京 DMAT、医師会等、災害薬事センター、武蔵野消防署、武蔵野警察署、武蔵野市消防団、関係機関等】

- 救援・救護は、震災編 第3部 第4章 【応急対策】 第2節 第1「救助・救急活動態勢等」及び震災編 第3部 第6章「医療救護等対策」 【応急対策】を準用する。

第7節 交通機関の応急・復旧対策

【本部管理部 本部管理班、災対都市整備部 道路管理班、災対都市整備部 交通対策班、武蔵野警察署、道路管理者、北多摩南部建設事務所、武蔵野建設業協会、JR東日本、京王電鉄吉祥寺駅、西武鉄道武蔵境駅】

- 交通機関の応急・復旧対策は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第1節「道路・橋りょう」、第2節「鉄道施設等」及び【復旧対策】 第1節「道路・橋りょう」、第2節「鉄道施設及び地域公共交通等」を準用する。

第8節 ライフライン等の応急・復旧対策

【本部管理部 本部管理班、災対水道部 復旧班、災対環境部 下水道管理班、都水道局、日本水道協会、自衛隊、管工事業組合、都下水道局、東京電力、東京ガスグループ、(一社)東京LPガス協会、通信事業者】

- 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない。
- ライフライン等の応急・復旧対策は、震災編 第3部 第3章 【応急対策】 第4節「水道施設」、第5節「下水道施設」、第6節「電気・ガス・通信等」及び【復旧対策】 第4節「水道施設」、第5節「下水道施設」、第6節「電気・ガス・通信等」を準用する。

第9節 宅地等の降灰対策

【災対都市整備部 建物調査班、災対環境部 災害廃棄物処理班】

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地や公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。

- 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の市民では対応が困難な場合については、市が対応する。
- 各機関の対応は次のとおりである。

名 称	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報及びその他火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第10節 火山灰の収集及び処分

【災対環境部 災害廃棄物処理班】

第1 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 宅地等に降った火山灰の運搬については、市が行うものとする。
- 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

第2 火山灰の除去・処分

- 国が、平成25年（2013年）5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。
- また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。
- 都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していく。